特 記 仕 様 書

1. 業務名　令和 8 年度 公有林整備事業 間伐・更新伐業務

2. 業務内容

(1) 業務箇所　輪島市 三井町三洲穂 外地内

(2) 履行期間　自 令和　年　月　日
至 令和 9 年 3 月 31 日

(3) 業務内容

地区	作業種類	樹種	数量（ha）	搬出材積(m3)
三井町小泉	間伐 成立本数1,600本/ha 玉切り有り・搬出有り 10齢級 30%～	スギ･アテ	1.9	107
三井町三洲穂	更新伐 成立本数1,900本/ha 玉切有り・搬出有り 10齢級 70%～	広葉樹	4.46	399

3. 調査職員の立会及び検査を要する事項

次の事項については、調査職員の立会又は、検査を受けて実施すること。
1. 間伐対象木の選木完了時及び森林作業道開設位置設定時　等

4. 変更　軽微な変更については、協議のうえ変更しないことがある。

5. その他

1) 施業実施にあたっては、関係法令の遵守及び作業員の安全、健康管理、安全帽等の着用を徹底させること。
2) 仕様書及び施業内容を作業員に熟知させること。
3) 施業写真は原則として同位置での実施前と完了後の状況が明らかに認められるものを提出のこと。また、事業完成時、不明視となる施業については写真撮影による管理を十分に行うこと。
なお、施業工程写真については各施業内容ごと、必要に応じ撮影し提出すること。
完成写真は 4 部提出し、工程写真は 1 部提出すること。
4) 出来形管理については、必ず出来形管理図（平面図）又は、出来形表を提出すること。
5) 間伐木の伐倒及び搬出にあたっては残存木に損傷を与えないよう注意すること。
残存木の幹に巻き付いているツル類はすべて根引き又は切断し、造林木の生育を妨げる茎葉を取り除くこと。
6) ソーチェンオイルについては、生分解性オイル使用のこと。
7) 森林作業道開設にあたっては設計図に指示された規格とし、極力余切り余盛りは避け、造林木の保護に努めること。
8) 作業現場にあたっては、林野火災防止のため火器類の使用は極力避けること。
やむを得ず火器類を使用する場合は、消防法等の各種法令を遵守し、十分に安全を確保した上で使用すること。
また、万が一、林野火災等の災害が発生した場合は、直ちに消防署や警察署並びに地域住民及び調査職員へ連絡し、被害の拡大防止及び安全確保に努めること。
9) 以下の社会保険料等については、業務に従事した各現場労働者の加入状況を、別に定める様式（社会保険料加入状況一覧表）により提出するとともに、それを証する書類を提出すること。
・労災保険料　・雇用保険　・健康保険　・厚生年金保険　・退職金共済